

二本松市パブリック・コメント手続に関する要綱第10条に基づく、結果の公表について

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| 1 計画等の題名 | 二本松市緑の基本計画 |
| 2 計画等の案の公表の日 | 平成30年3月30日 |
| 3 パブリック・コメントの実施結果
(提出意見に対する市の考え方) | 次のとおり |

二本松市緑の基本計画策定に係るパブリック・コメントの実施結果

1 二本松市緑の基本計画策定に係るパブリックコメント提出意見の要旨及び市の考え方について

No.	ページ	該当箇所	提出意見の要旨	市の考え方
1	8	表 市内に生息している絶滅のおそれのある種	同表に記載してある「両生類ヘビ科ヒバカリ」は爬虫類ではないか	爬虫類に修正しました。
2	13	表 都市公園一覧表	表中 32 岳公園の供用開始日に「日」が抜けている他誤字脱字が目につく	誤字脱字について2箇所あり、ご指摘どおり修正しました。
3	25	図 人口の現状と目指すべき将来の人口	図の凡例「社人研推計」とは	「国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計値」の略称です。上表の下段に注釈を入れました。
4	28	法規制の表	表中記載の「農振法」は省略すべきではない。	正式名称「農業振興地域の整備に関する法律」を簡略化した「農業振興地域整備法」に表記を修正し、下段に注釈を入れました。
5	54	森林の適正な維持管理	森林のある場所によってケースバイケースではあるが、基本的には、「潜在植生」を意識した管理プランであるべきと考える。 市で過去に施行した植樹等緑化施策の一部であるが、桜の植樹にあたり、周辺の下層植生を排除するのは、計画性や慎重さを欠いていると思われる。このような無計画と思われる植栽を規制するルールを緑の基本計画で作るべきではないか。	緑の基本計画は都市計画マスタープランに適合した、いわば緑のマスター プランであります。 内容としては主に都市計画制度や都市緑地法の活用及び住民ボランティアなどの推進による、今後の緑の方向性を策定することを目的としております。いただいたご意見は、今後の施策を実行する中で参考とさせていただきます。

No.	ページ	該当箇所	提出意見の要旨	市の考え方
6	57	観音丘陵の保全活用①	<p>観音丘陵遊歩道の管理は、霞ヶ城公園の管理とは別の意味で、行政の管理手腕が垣間見える場所かと思われる。観音丘陵は「フクロウの住む森」である。フクロウのような猛禽類が営巣する森は豊かさの象徴である。ただ、一方おびただしいカラスのネグラにもなっている。緑の管理は別の面では、野生動植物の管理という課題も持ち合わせている。都市計画の分野でそれをどこまで明文化できるか分からぬが、単に緑で覆われるだけでなく、その緑の質と深さこそが本物の緑に囲まれた都市生活を営み、様々な生き物と共生できる都市環境を実現すると考える。</p>	<p>緑の有する価値には生物多様性があり、生態系のもたらす恵みこそが豊かな自然環境、都市環境であると認識しております。(本計画中P46 参照)</p> <p>野生生物の管理や人と自然の共生については、別に定めている「二本松市環境基本計画」等他の計画において施策が検討されるべきものと思われますが、検証いたします。いただいたご意見は、今後の施策を実行するなかで参考とさせていただきます。</p>
	57	観音丘陵の保全活用②	<p>観音丘陵遊歩道整備から40年近くが経ち、最初に植樹された樹木の中で本来は標高500mあたりから見られるブナが何本か残っている。これは植物学的な価値で、こういった資源を学習材料として育てるなどを計画の中で位置付けられないか。</p>	<p>本計画(P76 参照)にも記載してある通り、緑の持つ役割や重要性などの啓発や、子供の段階からの環境教育を推進していきたいと考えています。いただいたご意見は、今後の施策を実行するなかで参考とさせていただきます。</p>
	57	観音丘陵の保全活用③	<p>観音丘陵の民有林(竹林)の成長が脅威となり、桜やブナが淘汰されている。管理されない私有林の竹林や杉林を、例えば遊歩道沿10mはバッファゾーンとして、管理できる仕組みが必要ではないか。</p>	<p>本計画にも記載のとおり、緑の保全は市民や関係機関と連携、協力をしながら取り組んでいくこととしています。いただいたご意見は、今後の施策を実行するなかで参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	該当箇所	提出意見の要旨	市の考え方
7	67	霞ヶ城公園整備の方向	<p>新たな文化観光施設について、ビジターセンターの機能として、歴史・文化・観光という視点に加えて、自然公園としての、このエリアの自然資源の緻密さを紹介できる展示を検討していただきたい。霞ヶ城公園は単に城跡というだけでなく、多くの可能性がある公園で、公園北側、二合田用水の百間樋から分岐して北の用水を中心とするエリアは、カタクリの群落だが、耕作放棄地のヤブが繁殖し衰退している。将来的にはこのあたりの整備保全も、城山エリア一帯として捉えていただきたい。</p>	<p>ご意見にある展示については今後、文化観光施設の展示内容の検討において参考にさせていただきます。</p> <p>また、霞ヶ城公園は福島県立自然公園条例により、県立自然公園に指定され、ご意見のエリアは霞ヶ城県立自然公園普通地域に指定されています。本計画においても、霞ヶ城県立公園の保全活用 (P54や P57 に記載) について定めております。いただいたご意見は、今後の施策を実行する中で参考とさせていただきます</p>
8	75	まちの緑のネットワーク化	<p>里道、作業道など、古くからある小径の管理システムが確立すると、緑と人との接点が広がると考える。アクセスポイントも格段に増え新たな資源活用にもつながると考える。例えば、油井の秋葉神社の裏山は森林環境基金で小径も見違えるようになり、同様にそれぞれの地域の鎮守の森には、無数の小径がつながっていたりして、人の暮らしと緑の接点としての役目を持っている。廃れる里道や作業道で、後生にわたり重要な道に関し、その地域との連携により管理できる仕組みを明文化することが必要ではないか。</p>	<p>緑全般においてですが、地域との連携による管理については、本計画において、「4-1 協働による緑の保全・緑化の推進 P76 参照」や「4-2 緑の保全・緑化推進のための支援 P77 参照」ですすめることとしています。緑の基本計画は緑全般についての総合的な将来の計画を策定することを目的としております。いただいたご意見は、今後の施策を実行する中で参考とさせていただきます。</p>

No.	ページ	該当箇所	提出意見の要旨	市の考え方
9		総論	<p>一口に緑と言っても、その対象とする森林や耕作地、公園などと多種多様であり、計画も抽象的で漠然としたイメージがつきまとう。</p> <p>「このエリアは、カタクリなどが咲く林床を持つ雑木林を目指します」や「このエリアはフクロウのなき声がする重厚な森林を目指します」など具体的な指標を例示することはできないか。人間以外の動植物は、地域の自然を客観的にイメージするための指標になり、長期にわたる計画の指標としては良いと思う。</p>	<p>緑の基本計画は都市計画マスターplanに適合した、いわば緑のマスターplanであり、緑全般についての総合的な将来の計画を策定することを目的としております。いただいたご意見は、今後の施策を実行する中で参考とさせていただきます。</p>
10	79	進捗管理	PCDA サイクルによる進捗管理の方法が全く分からぬ	PCDA サイクルの概念図を、より分かりやすくなるよう修正しました。

